



問 下の文は日本国憲法の条文です。空らんにあてはまる語句を答えなさい。

前文 日本国民は、正当に選挙された国会における(1)を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、(2)の行為によつて再び(3)の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その(4)は国民に由来し、その権力は国民の(1)がこれを行使し、その(5)は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

第1条 天皇は、日本国の象徴であり(6)の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の(7)に関する行為を行ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる(3)と、武力による威嚇又は武力の行使は、(8)を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、(9)その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを(10)してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第15条 ② すべて公務員は、全体の(11)であつて、一部の(11)ではない。

第41条 国会は、国権の(12)であつて、国の唯一の(13)である。

第96条 この憲法の改正は、(14)の(15)の(16)以上の賛成で、国会が、これを(17)し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の(18)又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その(19)の賛成を必要とする。

第98条 この憲法は、国の(20)であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

1		2		3	
4		5		6	
7		8		9	
10		11		12	
13		14		15	
16		17		18	
19		20			



日本国憲法条文 発展編

名前

<解答>

点数

/

1	代表者	2	政府	3	戦争
4	権威	5	福利	6	日本国民統合
7	国事	8	国際紛争	9	陸海空軍
10	濫用	11	奉仕者	12	最高機関
13	立法機関	14	各議院	15	総議員
16	3分の2	17	発議	18	国民投票
19	過半数	20	最高法規		